

共通規定（通帳口・証書口）

1. (取扱店の範囲等)

自由金利型定期預金の預入れの一口金額は当行所定の金額以上、自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金および変動金利定期預金の預入れの一口金額は1円以上とし、初回を除き、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。また当行国内本支店のどこの店舗でも解約、書替継続ができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、証書口の場合は証書と引換えに、当行国内本支店で返却します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) 通帳口の預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印 章により記名押印して、通帳とともに当行国内本支店に提出してください。
- (3) 証書口の預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章に より記名押印して、当行国内本支店に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金 者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の あった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名 義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、また はそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第4条第1項で定める当行から の通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利 用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の 観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第4条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されな い場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく当行からの確認に応じ ない場合
- (5) 前項のほか、預金者または代理人が、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継 続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の 通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、 この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解 約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準 構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、 または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A . 暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B . 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C . 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目 的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する

こと

- D . 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E . 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A . 暴力的な要求行為
 - B . 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C . 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D . 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E . その他AからDに準ずる行為
- (6) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着しました到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当行国内本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行国内本支店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行国内本支店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行国内本支店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行国内本支店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をも

って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお預金者が個人の場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盜難通帳による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳・証書の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合は、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれ

に付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺

通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (外国政府等における重要な公的地位の該当有無)

お客さままたは法人の実質支配者が、次の(1)、(2)に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方（並びに過去に有していた方）及びその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

(1) 外国政府等における重要な公的地位

外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位（本国における内閣総理大臣、その他国務大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など）

(2) 家族の範囲

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

(3) 法人の実質支配者とは次に該当する個人をいいます。

ア . 資本多数決法人の場合（株式会社、投資法人、特定目的会社等）

(ア) 25%超の議決権を直接または間接に保有している個人

（注）当該個人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、50%超の議決権を直接または間接に保有している個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

(イ) 上記（ア）に該当しない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人

(ウ) 上記（ア）、（イ）のいずれも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

イ . 資本多数決法人以外の場合（一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、

社会福祉法人、特定非営利活動法人、持株会社（合名会社、合資会社および合同会社等）

- (ア) 法人の事業から生ずる収益・財産総額の25%超の収益の配当または財産の分配をうける権利を有していると認められる個人（注）、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人
(注) これら個人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合を除きます。なお、法人の事業から生ずる収益・財産総額の50%超の収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合は、当該個人が実質支配者となります。

(イ) 上記（ア）に該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人

ウ. 留意事項

実質支配者が国・上場企業等およびその子会社の場合は、これらを「個人」と見做します。

1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取扱います。

1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行のホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支

- 払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと他の預金に係る最終異動日等

1 5. (通帳口の預金の最終異動日等)

通帳口の預金のいざれかに将来における債権の行使が期待される事由（第14条第2項において定める事由をいいます）が生じた場合には、同一通帳内の他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

1 6. (その他)

この預金に関して当行が八十二インターネットバンキング利用規定に基づき契約者に各種サービスを提供した結果として生じた損害については当行は責任を負いません。

1 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上